

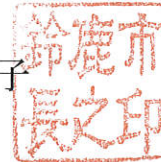
許可番号第171号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 四日市市小林町3029番地208
氏名 株式会社 田中商店
代表取締役 田中 光広

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に
基づく許可を受けた者であることを証する

鈴鹿市長 末松 則 子



- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| 1 許可の年月日 | 令和8年4月1日 |
| 2 許可の有効期限 | 令和10年3月31日 |
| 3 事業の範囲 | |
| (1) 事業の区分 | 一般廃棄物収集運搬 (積替保管を除く) |
| (2) 取扱い廃棄物の種類 | 一般廃棄物 (ごみ)
(特定家庭用機器再商品化法の対象品目を除く) |
| (3) 事業の区域 | 鈴鹿市内全域 |
| 4 許可の条件 | 裏面記載のとおり |

許 可 条 件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の関係法令、本許可条件及び廃棄物処理施設の職員の指示を遵守すること。関係法令及び本許可条件に違反した場合や職員の指示に従わない場合は、事業の停止又は許可の取消しを行う。
- 2 一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第4号様式）及び添付書類の記載事項（収集運搬車両等）に変更が生じた場合は、速やかに一般廃棄物処理業変更届出書（第13号様式）を提出すること。
- 3 鈴鹿市外において収集した廃棄物を鈴鹿市清掃センター及び鈴鹿市不燃物リサイクルセンターへ搬入しないこと。
- 4 収集先（排出者）に対して、分別の徹底を周知し、廃棄物の積替保管は行わないこと。また、分別が不完全な廃棄物を鈴鹿市清掃センター及び鈴鹿市不燃物リサイクルセンターへ搬入しないこと。
- 5 鈴鹿市一般廃棄物処理計画に適合した業務を行うこと。
- 6 毎月の業務実績を翌月の10日までに業務実績報告書（第18号様式）により報告すること。
- 7 添付の指示事項の内容を遵守すること。